

環境倫理学の成立（Ⅱ）

— 初期の環境倫理学論争 —

畠中和生

(2005年9月30日受理)

The Formation of Philosophical Environmental Ethics (Ⅱ):
Early Controversy over Environmental Ethics in the United States of America

Kazuo Hatakenaka

The aim of this paper is to analyze seminal papers about environmental ethic that were published in 1970s in the United States of America. In my opinion the main points of controversy are need for a new ethic, moral standing of natural objects and naturalistic fallacy. The papers I selected here are following five ones: R. Routley, "Is There a Need for a New, an Environmental Ethic?"; J. Feinberg, "The Rights of Animals and Unborn Generations"; C. D. Stone, "Should Trees Have Standing?"; K. E. Goodpaster, "On Being Morally Considerable"; H. Rolston III, "Is There an Ecological Ethic?" Although there are some unsettledness or unclearness in those papers, it is certain that their main ideas had a great influence on the formation of philosophical environmental ethics.

Key words: Environmental Ethic, New Ethic, Moral Standing of Natural Objects, Naturalistic Fallacy

キーワード：環境倫理，新しい倫理，自然物の道徳的地位，自然主義的誤謬

はじめに

私はすでにアメリカの環境倫理学の成立について概略的に論じている¹⁾。小論では、補足の意味も込めて、初期の環境倫理学論争を取り上げる。その際、①新しい倫理の必要性、②自然物の道徳的地位、③自然主義的誤謬という論点に影響を与えた業績の内容を中心に、整理・確認してみたい。なお、小論では、前回同様、哲学の一分科としての環境倫理学における議論に限定して論を進める。

【1】「新しい倫理」は必要か

R・ロートリーの提言

J・バイアード・キャリコット (J. Baird Callicott) は、1973年を、専門哲学における環境倫理学の正式デビューの年としている。彼によれば、同年に、その後の環境倫理学の展開に重要な影響を与えたつぎの3つの論文が発表されたからである (Callicott [1998]: p.7)。

すなわち、同年春に、ピーター・シンガー (Peter Singer) が「動物の解放 (Animal Liberation)」を『ニューヨーク書評 (*The New York Review of Books*)』誌に発表し、その夏に、ノルウェーの哲学者にして登山家のアルネ・ネス (Arne Naess) が、『探求 (*Inquiry*)』誌に「シャロー・エコロジー運動と長期的視野を持つディープ・エコロジー運動 (The Shallow and the Deep, Long-Range Ecology Movement)」と題する論文を発表し、さらにその冬に、リチャード・ロートリー (Richard Routley) が、ブルガリアのバルナで開催された第15回世界哲学会議で「新しい倫理、すなわち環境の倫理は必要か (Is There a Need for a New, an environmental Ethic?)」と題する論文を発表したのである。

シンガーとネスの論文が与えた影響とその後の展開については多くの文献で論じられているが、ロートリーの提起した主題については、内容そのものはすでに周知のことであるものの、わが国ではこれを文獻的に確認したものは少ない。ここでは、ロートリーの論文を取り上げることから始める。この論文は短いもの

で提言にとどまるものでありながら、新しい倫理の必要性を含むその後の哲学的議論に影響を与えた先駆的な論文である。

ロートリーによれば、環境問題に対処するには、伝統的な西洋の倫理では不十分である。というのも、伝統的な倫理においては、倫理の対象がもっぱら人間に限られており、人間が自然物を破壊したとしても、他人に危害を与えないかぎり、そうした行為に道徳的な非難が下されないどころか、場合によっては許されることにもなるからである。

こうした事態に対処するためにはこれに代わる「新しい倫理」が必要だとされるが、ロートリーは、アルド・レオポルド (Aldo Leopold) の「土地倫理 (land ethic)」, すなわち「人間と、土地および土地に依存して生きる動植物との関係を律する倫理則」(Leopold: 訳317頁) の思想をその原型と見なす。というのも、レオポルドの批判はまさにそうした伝統的な倫理に向けられるものだからである。「レオポルドは、伝統的な見解からすれば道徳的に許される行為を、道徳的に非難されるべきであり間違っていると見なす。しかし、レオポルドの考えからすれば、このことは、そのような行為は従来の倫理の範囲外だということでもないし、そうしたケースに対処し道徳的真空を満たすためには伝統的道徳の拡張が必要だということでもない。従来認められてきた行為に対するレオポルドの批判が正しいとすれば、求められているのは、倫理における、すなわち態度・価値観・評価における転換 (change) である」(Routley: p.17)。

ところで、環境問題に対処するのに不十分とされる従来の倫理における根本原理は、ロートリーによってつぎのように定式化される。

「西洋世界の自由主義哲学は、ひとは、(1) 他者に危害を与えないことと、(2) 自分自身に回復不能なほどに危害を与える傾向がないことを条件として満たすかぎり、自分が望むことを為すことができると主張する」(Routley: p.20)。

ロートリーはこの原理を、人間が最優先されるといふ理由から、リベラル・フェミニズムに由来する「男性偏重主義 (male chauvinism)」という用語を利用して、「根本的 (人間) 偏重主義 (basic (human) chauvinism)」と呼ぶ。また、ときにこの原理は、他人に危害を与えないかぎり、広い範囲の行為 (環境破壊的行為も含む) を許すという理由で、「自由という原理 (freedom principle)」として受け入れられている、とされる。

ロートリーは他者危害の内容や範囲の曖昧さを指摘

しているが、この問題はひとまず置いておくとして、原理的にはこのように理解された人間偏重主義だけで環境問題に対処できるのなら、「新しい倫理」など必要ないことになろう。けれども、ロートリーによれば、それは明らかに間違いである。そこで、環境問題における人間偏重主義の不十分さを指摘するために彼が提出したのが、現在では「最後の人間」の議論 (the “Last Man” argument)」と呼ばれることもある、つぎのようなSF的思考実験であった。

世界体制の崩壊を生き延びた最後のひとりの人間が、動植物を自分勝手に使用しようとしていることを想定してみよう。彼の行為はどのように道徳的に評価されるべきか。これに対して、ロートリーは、「彼の行為は、基本的偏重主義に従えば、まったく許される行為であるが、環境的理由からすれば間違っている」(Routley: p.21) と述べる。さらに、彼は「最後の人間」を「最後の人びと」と「最後の大企業家」に置き換えて別の説明を行なっているが、人間偏重主義の立場では、危害を加えそうな他人はそもそも存在しないのだから、結局のところ自然破壊は許されることになってしまい、したがって人間偏重主義は不適切であるという主旨は同じである。

ロートリーの思考実験は、「自然を破壊することが、どの人間にも害を与えないとすれば、何がいったい問題なのか」という疑問を投げかける。換言すれば、自然破壊の倫理性の是非はつねに人間次第なのかという問いかけである。ロートリーの「最後の人間」の議論は、のちに補足修正されて、人間の存在や利害関心と切り離された、自然の固有価値の実在性・客観性を哲学的に考える際に——必ずしも肯定的とはいえないが——用いられている²⁾。その意味では、ロートリー論文は、自然の価値の問題という環境倫理学における問題設定に一定の方向を与えた初発的なものという評価も可能である。

ただし、論文の主旨に沿うかぎり、表題からも明らかのように、この論文は、人間偏重主義と特徴づけられた伝統的な倫理に代わる「新しい倫理」の提言に重きがかったように思われる。その「新しい倫理」の具体的内容については、論文の記述からはそれほどはっきりしないが、レオポルドに依拠する記述から、「生態学的全体論 (ecological holism)」の立場に立っているようにも推定される。

最後に、この論文で提起されているその他の重要な論点をあげておく。ロートリーは、環境倫理学における概念分析の必要性を指摘する。彼はそれを、「環境倫理に適合するメタ倫理」(Routley: p.23) と呼んでおり、この論文では、自然権 (natural right) と種の偏見

(species bias) が取り上げられている。前者については——おそらく後述のクリストファー・D・ストーン(Christopher D. Stone)の主張を念頭においていると思われるが——いわゆる「自然物の権利」が否定的に評価され³⁾、後者については、シンガーの「種差別主義(speciesism)」の概念に通じる「種偏重主義(species chauvinism)」が取り上げられ批判されている。

「新しい倫理」は必要ないとする反論

以上がロートリー論文の要点であるが、これらは問題を並列的に提起したにすぎず、本格的に問題の解決をめざしたものではない。したがって曖昧な点多々あるけれども、すでに述べたように、その後の哲学的議論に影響を与えた先駆的な論文として評価されてよいであろう。そして、「新しい倫理」、すなわち環境倫理の必要性がその論文の主旨であったこともすでに述べたとおりである。以下では、この論文発表後に出された「新しい倫理」の必要性をめぐる議論について確認しておこう。

キャリコットは、前述のとおり、1973年を専門哲学における環境倫理学の正式デビューの年としているが、1971年に、環境哲学に関する最初の会議が、ウィリアム・ブラックストーン(William Blackstone)によってジョージア大学で開催されている。その報告書は、『哲学と環境の危機(Philosophy and Environmental Crisis)』と題されて1974年に出版された。では、なぜ1971年が正式デビューの年とされないのか。一言でいえば、そのアプローチは依然として人間中心主義的あるいは人間偏重主義的なものである、と解されるからである。すなわち、ロデリック・F・ナッシュ(Roderick F. Nash)の説明によれば、『哲学と環境の危機』には、「哲学が環境主義に挑戦的に取り組んだ頃の保守性が如実に示されていた」(Nash: 訳304頁)からである。

ただし、これは人間中心主義あるいは人間偏重主義の克服をめざす「新しい倫理」の必要性を訴える論者からの評価である。では、環境問題に対処するためには、ほんとうに「新しい倫理」は必要なのか。

ロートリーの論文が発表された翌年、彼の大学(オーストラリア国立大学)の同僚であったジョン・パスモア(John Passmore)は、『自然に関する人間の責任(Man's Responsibility for Nature)』を出版し、ロートリーに反対して、「新しい倫理」は必要ないと論じた。パスモアは、おそらくロートリーであろう人物からの自身への批判に対して、こう述べている。

「熱烈な保存論者である私の同僚のひとり私は私を「人間偏重主義者(ヒューマン・ショービニスト)」と

して非難する。つまり私が倫理に関して議論するとき、いつでも人間の利益を最高のものとして扱っているというのである。その事実に対しては、私は釈明しない。なぜなら「土地と土地の上に成育する動物・植物との人間の関係をあつかう倫理」は、歴然として明らかのように、人間のふるまいを問題にするだけでなく、人間の利益に関連して正当化されるものでもなければならぬからである。無分別な百姓の手にかかって川の中に流れ込んでしまう土地は、もともとそこに存在する「権利」を持っていなかったのである。人間以外のものが「権利」を持つという想定は、…断じて支持できるものではない」(Passmore: 訳326-327頁)。

引用後半部、すなわち自然の権利の否定からも明らかのように、同書は、人間と自然とのあいだの倫理を、換言すれば、自然の権利思想などに見られるような、人間の対自然的責任を主張する書物ではない。それどころか、そのような倫理そのものが不必要であることを論じた著作である。このことは、同書のタイトルに関するつぎのようなパスモアの発言からも明らかである。

「[自然に関する人間の責任 *Man's Responsibility for Nature* という] この本のタイトルはしばしば、人間の自然に関する責任ではなくて、自然にたいする責任として、間違っ引用される。違いは根本的である。「自然」は、それにたいして人間が責任を負う、人間に擬せられるものではない。…人間存在は[たんに]自然に関する責任を有するのである」(Palmer: 訳(下巻)111頁より再引用)。

パスモアは哲学者の役割は、無用で不合理な、あるいは危険な選択肢を排除することにある、と言う。彼は、「神秘主義」や「自然神聖」観や動物の権利を含む、「欧米的伝統」の放棄を必要とするすべての見解を、取り除かれるべき「ゴミ」と見なしている。もちろんパスモアは、環境問題に取り組むことが不要だと言っているわけでもなく、従来の倫理をそのまま適用すれば事足りると主張しているわけでもない。彼は、私たちの生態学的災害の主要な原因は「貪欲と近視眼」であり、これは従来の方法と思慮深い行動によって克服できる問題である、と考える。必要なことは「「新しい倫理」というよりは、むしろ完全に慣れ親しんできた倫理を一層全般的に守り抜くこと」(Passmore: 訳327頁)なのである。

「道徳に関する西洋の伝統的な教えは、それがキリスト教によるものであれ、功利主義によるものであれ、もっぱら隣人に対して害となる行為だけはつつしむべきであるという教えであった。そして今日われわれが見出しているものは、廃棄物の海中・空中処理、生態系の破壊、大家族の出生、資源の枯渇が現在と未来にわたるわれわれの同胞人の害になっている、ということである。この範囲にかぎれば、いかなる補足に依らなくても因習的な道徳だけでわれわれの生態学的関心は正当化される。つまり、環境汚染者、天然資源の枯渇者、生物の種と原野の破壊者に反対して立ちあがるわれわれの行動要求は正当化されるのである」(Passmore：訳326頁)。

ところで、ジョゼフ・R・デ・ジャルダン (Joseph R. Des Jardins) は、パスモアの仕事が環境論争に多大な貢献をなしていることを認めつつも、彼の分析には現代における欧米の倫理学の拡張を必要とする一面がある、と指摘している。というのも、パスモアは、貪欲さと近視眼を克服するために、「世界に対するより「敏感な」態度を要求している」(Des Jardins：訳154頁)からである。彼はつぎのように言う。

「感受性を働かせて世界を視なければならない——視るだけでなく、触れ、嗅ぎ、味わうのでなければならない——と人々がまず学びさえすれば、次にかれらは世界を大事にすることを学ぶであろう」
(Passmore：訳330頁)。

こうした世界に対するより「敏感な」態度要求は、パスモア自身がいうように、「新しい道徳原理」ではなく、「新しい行動様式」の提言ということになる。これはあくまで「新しい行動様式」であるとするところに、いたずらに議論を拡散させたくないとする彼の慎重さが現れていると見なすこともできるだろう。

しかし、この主張を私たちは、「新しい行動様式」という意味の「新しい倫理」の必要性の主張と見なしてよいのではあるまいか。なぜなら、根本原理がいかに伝統を踏襲したものであるにせよ、現在それはすでに喪失されつつあるものだからであり、環境保護を旨とする倫理はこれまでほとんど主張されたことがなかったからである。パスモアは、同書で、「脱経済成長」をも強く主張しているが、経済成長至上主義という一種の倫理が全盛の現代においては、一連の彼の主張を「経済発展至上主義」に代わる「新しい倫理」と見なすことは可能であるように思われる。

パスモアに対する批判者からすれば、パスモアの議

論は、基本的には、人間中心主義的思考に数え入れられるかもしれない。しかし、すでに見てきたように、パスモアは短絡的で経済優先的な利己の人間中心主義の立場に立つわけではない。この意味でパスモアの立場は、「啓蒙された人間中心主義 (enlightened anthropocentrism)」と呼ばれてよいであろう——ただし、今日の環境危機に直面して、現在の民主政と自由主義経済の原則を守ったうえで慎重に進められるべきだとする、パスモアの穏当な考え方で、はたして十分かどうかは疑問である⁴⁾。

新しい環境倫理は「応用」倫理か

デ・ジャルダンは、環境問題に対する「パスモアの労作は大部分、標準的な応用倫理学のモデルに則っている」(Des Jardins：訳154頁)と述べている。これは、パスモアの議論が、倫理的伝統の一部を、環境論争を解決する手段として「応用」したと見なすことができるからである。その意味では、環境倫理は応用倫理の一領域を形成しているともいえそうである。

しかし、アンドリュー・ライト (Andrew Light) によれば、「応用倫理学の別の多くの領域 (例えば、ビジネス・エシックスや医療倫理学) がもともと規範倫理学における伝統に沿った形の論争を経て進展してきたのに対して、環境倫理学 (特に「全体論者」の立場に立つ人びとのそれ) はすべてそれらとは別種の論争に関心を向けてきたのである」(Light：p.634)。

たしかに、生命医療倫理学における議論においては、ロートリーが提示する従来の倫理における根本原理が、ある事例判断の正当化のために、加工あるいは変形されて「自己決定権」の原理⁵⁾として持ち出されることがある。その意味では、生命医療倫理は応用倫理であろう。しかし、ロートリーは、彼が「人間偏重主義」あるいは「自由という原理」と呼ぶこうした倫理的原理では、環境問題に対処できないと考える。それどころか、彼からすれば、これこそが環境悪化を推進しているともいえるのである。この点からみれば、彼の議論は、従来の倫理の「応用」ではなく、あくまでそれに代わる——現代の生態学的知見を踏まえた全体論的立場に立つ——「新しい倫理」の創出を目指したものであった。そしてこの意味において、彼の主張する「新しい倫理」、すなわち環境倫理は、既存の倫理の「応用」ではないのである。

【2】自然物は道徳的地位を持つか

動物と未来世代の道徳的権利

ところで、環境倫理として「自然の権利」という思

想があることは周知のことであるが、「権利(right)」という概念を用いて環境に関する哲学的議論が行なわれるようになったのはいつごろからのことであろうか。断定はできないが、おそらくジョエル・ファインバーグ(Joel Feinberg) とストーンの論文の影響が大きいと推測される⁶⁾。両論文の存在は有名であり、内容も識者には既知のことなので、ここでは関連する要点のみ確認したい。まず、ファインバーグの論文の内容から見てみよう。

前述のように、1971年に、環境哲学に関する最初の会議が、ブラックストーンによってジョージア大学で開催されている。そこで最も注目された論文が、ファインバーグの「動物と生まれざる世代の諸権利(The Rights of Animals and Unborn Generations)」であり、この論文はその後、権利拡大の正当性を調べる際の重要な哲学的研究の基準となった(Nash: 訳305頁)、といわれている。

ファインバーグは、「どのような種類の存在に、あるいは、事物に、道徳的な権利(moral rights)があるといえるのだろうか」という問いに答えるために、権利の拡張が問題になるような事例として、①個々の動物(individual animals)、②植物(vegetables)、③あらゆる種(whole species)、④死んだ人間(dead persons)、⑤植物状態の人間(human vegetables)、⑥胎児(fetuses)、⑦未来世代の人間(future generations)の7つに分けて、逐一検討を加えている。もちろんここでファインバーグは現実の問題として権利主体を選別しようとしているわけではない。ここでの試みは、あくまで概念的分析である。

ここで重要なのは、先の問いに対する答えを導くために案出された「インタレスト⁷⁾という原理(interest principle)」(Feinberg: 訳126頁)と呼ばれる選別基準である。ファインバーグによれば、「インタレストを持っている(あるいは持ちうる)存在者だけが、まさに権利を持つことができる存在者たりうる」(Feinberg: 訳126頁)のである。ここでいうインタレストとその前提条件は、つぎのように規定されている。

「この概念はぎりぎりまで分析することができるけれども、少なくとも、たとえば未発達にせよ、物事を認識しようという資質の具備がどうしても前提条件となる。インタレストは欲望(desires)と目標(aims)から出来上がった複合物なのであって、その二つには、何か信念(belief)のようなものの存在が、あるいは自覚して認識できる能力のようなものの存在が、前提条件となっている」(Feinberg: 訳127頁)。

さらに、ファインバーグの見解によれば、「意欲的生命(conative life)」を持つものだけが、すなわち「意識的な願望(wishes)、欲求(desires)、希望(hopes)、あるいは衝迫(urges)、衝動(impulses)、あるいは無意識的な本能欲求(drives)、目的(aims)、目標(goals)、あるいは潜在的な傾向(latent tendencies)、成長の方向(direction of growth)、自然の充足感(natural fulfillments)」を持つものだけが、インタレストを持っているのである(Feinberg: 訳124頁)。

ファインバーグの論述は単純ではないが、あえて彼の検討の結果だけいえば、彼は、権利保有者を、直接にあるいは潜在的にインタレストを有するという理由から、人間(精神障害者、幼児と胎児、未来世代を含む)と高等動物に限定している。

ナッシュの説明を繰り返して引用すれば、ファインバーグ論文が取められている『哲学と環境の危機』には、「哲学が環境主義に挑戦的に取り組んだ頃の保守性が如実に示されていた」。ファインバーグ論文にも、同様の評価が下されることがある。すなわち、結論だけみれば、これは、西洋の功利主義、自由主義、個人主義を超え出るものではない。また、「インタレストという原理」の定立にはいかなる根拠があるのだろうか、さらに、権利主体が恣意的に選択されているのではないか、という疑問も残る。

しかしながら、デ・ジャルダンも言うように、ファインバーグの試論は多くの点で革新的であった。というのも、この論文は、哲学的倫理学にとって種々の解放を象徴するものといつてよいからである。すなわち、環境問題によって、哲学者たちは道徳的配慮の可能性の領域を大きく拡張するように促されたし、哲学者たちは初めて、人間以外の存在がそれ自身のために道徳的配慮に値する可能性を考察するようになったのである(Des Jardins: 訳164頁)。

自然物の法的権利

1995年にわが国においてきわめて注目すべき裁判が起こされた。同年2月、ゴルフ場建設で生息地を奪われる国の天然記念物アマミノクロウサギたちが、地元住民らと一っしょに開発許可の取り消しを求める裁判を鹿児島地裁に起こしたのである。この裁判は、日本で初めての「自然の権利訴訟」として位置づけられている。当時の新聞には、「よりどころは、米国で1970年代に提唱された「自然の権利」。人間だけでなく、野生生物や、生態系を構成する溪谷や川にも、法的に保護されるべき権利があるとの考え方⁸⁾という説明がほどこされている。

この考え方の思想的源流はレオポルドの「土地倫理」

であるとされるが、これを法的に理論化したのが、法哲学者のストーンにほかならない。彼は、ウォルト・ディズニー社の開発に絡んで、1972年に法律専門誌『南カリフォルニア法律評論 (*The Southern California Law Review*)』に「樹木は当事者資格を持つべきか—自然物の法的権利に向けて (Should Trees Have Standing?—Toward Legal Rights for Natural Objects)」を発表し、「自然物の当事者資格 (standing)」という法的に新しい概念を提起した。自然物の当事者資格とは、適切な人間が代理人になることによって、森や海、川などの自然物が法的権利を主張することができるということである。哲学的領域を離れて社会的関心の大きさからいえば、この論文は、前掲のファインバーグ論文よりもはるかに有名であり、肯定否定も含めて影響力も大きい論文である。

ストーンによれば、自然物に権利を認めるとは、人間と同一範囲の権利を認めることではなく、①自然自身の要請によって訴訟が開始され、②裁判所が自然に対する侵害を考慮しなければならず、③救済措置が自然自身のためになされなければならない、という3つの要件を満たすことだとされる (Stone: 訳62頁)。具体的には、破壊の危機にある自然について (利害関係にかかわらず) 精通した個人や団体を裁判所が「後見人」に任命し、その自然の利益と権利の代行者とみなすことによって、自然を原告に立てた裁判が可能である、とされる (Stone: 訳66頁)⁹⁾。

この論文は、法的領域におけるほどには後の哲学的論争に実質的に貢献したというわけではないといわれることもあるが、「権利 (rights)」や「地位 (standing)」という用語を人間以外の自然物に適用するのに有用な役割を果たしている。

自然物への道徳的配慮

両論文に加えて、自然物の道徳的地位という問題への注目を哲学者たちに促したものとして、『哲学雑誌 (*Journal of Philosophy*)』1978年第75巻第6号に発表されたケネス・E・グッドパスター (Kenneth E. Goodpaster) の論文「道徳的配慮を受けるに値しうることについて (On being morally considerable)」がある。この論文は、ジョフリー・J・ワーノック (Geoffrey J. Warnock)、ウィリアム・K・フランケナ (William K. Frankena)、シンガー、ファインバーグの見解を検討しこれらを不十分と評価したうえで、道徳的配慮を受けるに値する存在物を決定する際の条件・基準として、ファインバーグの「インタレストという原理」をさらに拡張して、「生命という原理 (life principle)」(Goodpaster: p.320) あるいは「生命という基準 (life criterion)」(ibid.) を

提案するものである。

グッドパスターは、意識的に「権利」という言葉を使用しない。彼によれば、権利という言葉の意味は多様であって、とくに厳密に考えすぎると、権利は人間以外の一切の存在物には容認できないという考え方も出てきて議論ができなくなってしまうからである。彼は、道徳的行為を行う側ではなく、道徳的行為を受ける側の道徳的状态を正確に表す言葉として「道徳的配慮」という言葉を使用する。そしてさらに「道徳的権利を持つ」という言葉が使用される場合でも、それは「道徳的配慮を受けるに値する (deserve moral consideration)」という意味で理解される——ただし、彼は両者の関係についての厳密な考察は保留している。したがって、グッドパスターの場合、「道徳的地位を持つ (have moral standing)」ことは、「道徳的配慮を受けるに値する」とこと同義である。このように理解されたうえで、道徳的配慮を受けるに値しうる基準とその適用対象が問われることになる。

グッドパスターは、ワーノック、フランケナ、シンガーが、ある存在者が道徳的配慮を受けるに値しうる基準として、理性の保持を否定したことは評価するが、彼らが、それを「苦を経験する能力 (capacity to suffer)」あるいは「感覚 (sentience)」としたことは不十分であるとみる。なぜなら、「考慮されるべきあるもの、つまりたんに「潜在的感覚」にすぎぬものではなく、存在者を利益と危害を受ける能力のあるものとして実際確実に資格づけるあるものが存在しているのは、きわめて明白なことである——そのあるものとは、すなわち生命である」(Goodpaster: p.316) からである。さらに、感覚は、より基本的なものに、つまり生命に役立つために進化したものだからである。

グッドパスターは、前三者の議論よりもファインバーグのそれがもっとも周到だと考えている。けれども、うえで見たように、ファインバーグが道徳的権利の保持者として人間と高等動物しか認めなかったことに疑問を投げかける。「インタレストという原理」を適用すれば、そういう帰結にはならないはずである。ファインバーグ自身が言うように、「意欲的生命」を持つものだけがインタレストを持っているのだとしたら、なぜ植物や他の生物は道徳的配慮の対象に含まれないのか。グッドパスターからすれば、動物だけでなく植物も含むすべての生物 (all living beings) はインタレストを持っている。インタレストを持っている存在が道徳的配慮を受けるに値するとすれば、すべての生物がそれに値するのである。インタレストという原理は、厳密に考えれば、ファインバーグがたくさん挙げているように、インタレストの心理的内容を恣意的に

規定し続けることに陥らざるをえない。インタレストという原理は、最も基本的な生命という原理に取って代わられるべきなのである——もちろん、今度は、グッドパスター自身も認めているように、生命とは何かという問題が生じるのだが。

以上がグッドパスターの主張の要点であるが、問題点もいくつか指摘しておこう。すべての生物が道徳的配慮を受けるに値するとする彼の主張は、これだけみれば極端な主張のように思えるが、キャリコットも言うように、それは控えめなものである (Callicott [1995]: p.679)。彼は、すべての生物は道徳的配慮を受けるに値する、とは言うが、それらがすべて等しい道徳的重要性 (moral significance) を有する、とは言っていない。その意味で彼は、すべての生命の「平等」を主張しているわけではない。道徳的配慮を受けるに値する存在者のあいだに衝突が生じた場合の優先性の問題については、問題の区別は認識されているものの、ほとんどふれられていない (s. Goodpaster: p.311)。

グッドパスターは、自分の主張に対して出されると予測される最も強い反論をつぎのように述べている。

「生命の尊重という原理に対する最も明白で最も決定的な反論は、この原理に従ったら私たちは生きることができないし、私たち人間が生命を尊重すべく意図された存在であるという証拠はどこにもない、というものである。私たちは食べなければならないし、知識を得るために実験もしなければならないし、捕食から自分たちを守らなければならない…。配慮という基準がほんとうに守られるべきだとすれば、これらすべてのことは、いずれにせよ道徳的に間違っていると見なされなければならない」

(Goodpaster: p.324)。

グッドパスターは、これらの行為の全面禁止を主張するわけではない。この反論への彼の回答によれば、生命への道徳的配慮という原理は、私たちに自殺を要求するものではなく、生物を配慮しつつ慎重に扱うことを要求している、とされる。

この論文は、グッドパスター自身が最初に述べているように、「フレームワーク」を問題にするのであって、このフレームワークの実際の「応用」については取り扱わないということが一貫しているのであるが、そうであるかぎり、上述の反論に対する回答を追及しても、これ以上の回答は出てきそうもない。けれども、ある程度の「応用」的主張が出されなければ、原理的主張の意義も不分明のままであることも確かであろう。

さらに、グッドパスターが道徳的配慮を受けるに値

する存在物としてすべての生物個体だけを念頭に置いているのかどうか曖昧な記述が見られる。最初にレオポルドの文章の引用から始まり、レオポルドの思想の重要性で締めくくっていることもさることながら、道徳的配慮の対象として「全体としての生命システム (biosystem as a whole)」(Goodpaster: p.323) を必ずしも否定していないし、部分と全体との関係など多くの問題が残されていることを率直に認めているのである。

こうしてみるとグッドパスターの議論にはかなりの不十分な点があることは認めざるをえない。けれども、有名なアルバート・シュヴァイツァー (Albert Schweitzer) の「生命への畏敬の倫理」とならんで——グッドパスター自身は自分の見解がシュヴァイツァーのそれとは異なると明言してはいるが——のちにポール・テイラー (Paul Taylor) らに代表される「個体主義的生命中心主義 (individualistic biocentrism)」と呼ばれる立場の登場を準備する初発の論文として評価されるべきであろう。

【3】エコロジー倫理は「自然主義的誤謬」を犯しているのか

1975年に、ホームズ・ロールストン三世 (Holms Rolston III) が、哲学の代表的専門誌『倫理学 (Ethics)』第85巻第2号に、「エコロジー倫理は存在するか (Is There an Ecological Ethic?)」を発表し、一部とはいえ、環境倫理学が哲学主流派の注意を引くようになった。ロールストンは、その後のアメリカ環境倫理学をリードする代表的人物のひとりである。最後に、彼のこの論文を取り上げてみよう。この論文には、多くのことが論じられているが、前掲の諸論文にはない2つの論点がある。すなわち、①事実と価値・規範の問題と②自己利益と環境保護の両立の問題である。

まず、①の問題から見てみよう。現在の倫理学では、事実判断から価値判断を導き出すことはできないと考えられ、前者から後者を導き出そうとする試みは、「自然主義的誤謬 (naturalistic fallacy)」と呼ばれている。では、エコロジー倫理は「自然主義的誤謬」を犯しているのか。

ロールストンは、前掲論文の著者たちと同様に、レオポルドの「土地倫理」を高く評価して、彼の有名な主張、すなわち「あるものは、それが生命共同体の統合 (integrity)・安定 (stability)・美 (beauty) を保つ傾向にあるならば、正しい。反対の傾向にあるならば、不正である」(Leopold: 訳349頁) という主張を肯定し、議論の俎上に載せる。一見すると、この主張は生態学的事実から規範を導出しているように見える。では、

このレオポルドの主張は、「自然主義的誤謬」を犯している」と批判されるべきものであろうか。これに対してロールストンは、事実と価値との区別をいったんは認めるものの、「自然主義的誤謬」を認めない。彼はつぎのように述べる。

「どれほど研究しても、正しいことは最適な生命共同体 [の保持と発展] である、ということを実証することはできない。しかしながら、生態学的記述は、自然に対するこうした価値評価を引き起こし、[生態] 系にもとづく正しさ (systemic rightness) を是認する。ここに、「である」から「よい」への、そして「べき」への移行が生じる」(Rolston : p.100, [] 内は筆者補足)。

それでは、ロールストンは、生態学的事実から道徳的規範が論理的に導出できると主張しているのだろうか。たしかにうへの引用文だけみれば、そのように解することも可能であろう。けれども、彼はむしろ両者の厳密な分離を批判しているように思われる。彼は、これに続けてつぎのように述べるからである。

「記述と価値評価との結合はいつそう複雑である。というのも、両者はある程度までいっしょに生じるからであり、どちらが先でどちらが後かを言うことはしばしば困難だからである」(Rolston : ibid.)。

「自然の事実がどこで終わり、自然の価値がどこで現れるかを言うことは困難である。すくなくとも幾人かの観察者にとって、ある / べきの厳密な二分法は消え去っている。価値は、事実が十分な形で存在するやいなや、存在するように見える。そして両者とも等しく [生態] 系の特性なのである」(Rolston : p.101, [] 内は筆者補足)。

このように、ロールストンはここで生態学的事実からの道徳的規範の導出の論理を定式化しようとしてはいないし、「導出する」という言葉も控えようとしている。すなわち「べき」は、「ある」から導出されるというよりも、むしろそれと同時に発見される」(Rolston : ibid.) ののである——ただし、なぜそうなのかについての根拠づけは行われていないし、少なくともこの論文では、それは断念されている。

私見によれば、ロールストンの主張には曖昧さがあるものの、両者の峻別を否定し、自然理解における事実と価値との結合を試みた点は注目に値する。おそらく彼の意図は、自然の価値を人間利益のための手段的

価値に限定し、それをすべて主観の側の産物であるとする考えを否定することにあつたと思われる。換言すれば、自然の価値の実在性・客観性を主張したかつたとと思われる。

この点も含む内容の是非についてはその後の彼の思想展開を考察する必要があるのでひとまず措いておくとして、ロールストンのこの論文は、エコロジーと倫理との関係を考える際に「自然主義的誤謬」の問題が生じることを指摘し、事実と価値の一元化を模索した初発の試みとして評価できるであろう¹⁰⁾。

つぎに②の問題、すなわち自己利益と環境保護の両立の問題についてのロールストンの考えを見てみよう。一般に、生態系を保護する理由として、結局それが人間の利益になるからだ、という考え方がある。この場合、生態系は人間の利益を最大化するための単なる手段にすぎない。人間の利益の最大化こそが、私たちの「当為」なのである。

しかし、ロールストンによれば、これは間違いである。なぜなら、生態系を保護するのは、それがたんに人間の利益にかなっているからではなく、人間の利益と環境の利益は一体だからである。「地球は唯一の家族である。この地球という団体のなかには、エゴイズムとアルトウルイズムとの一致が存在している。言い換えれば、エゴイズム (egoism) はエコイズム (ecoism) に変形されている」(Rolston : p.104) のである。

実際に人間の善の最大化を目指さずにしても、「エコロジーについてきちんとした知識をもつとき、私たちは、人間の善の最大化が生態系の最大化として再表現されうことを理解する。私たちの旧来の当為は、変形させられ拡張させられて、生態系にもとづく当為 (ecosystemic ought) と同一化するのである」(Rolston : ibid.)。

当為だけではなく、私たちの精神的幸福も自然ともにある。生命環境の複雑性は、私たちの生命の豊かさと直接かかわっている。人間の複雑な生命は、環境の複雑性の一つの産物であり、またそれによって支えられている。この複雑性は、たんに生物学的なものであるのみならず、精神的かつ文化的なものでもある。ロールストンはつぎのように述べる。

「最高の精神的発展のためには、私たちは環境の横溢を必要とする。…山々は物理的インパクトと精神的インパクトの両方を持っている。鷲が空からいなくなれば、私たちは精神的喪失に苦しむことになるだろう。どんな風景にも、心象風景が存在する。精神の地平と環境の地平とは互恵的なのである」

(Rolston : p.105)。

以上ロールストンの論文の内容について2点のみ確認した。論文という形式もあつてか、萌芽の部分もあり、思想内容が十分に展開されているとはいいがたい。それゆえ厳しい批判も可能だが、発表の時期を考慮すれば、前述のように、一部とはいえ環境倫理学が哲学主流派の注意を引くようになったといわれるに値する、ユニークな内容を持っていると言ってよいであろう。

おわりに

以上において、初期の環境倫理学論争について、①新しい倫理の必要性、②自然物の道徳的地位、③自然主義的誤謬という論点に影響を与えた業績の内容を中心に、概略的ではあるが、整理してきた。

ここで、1980年代以降の代表的な環境倫理学者たちの理論的立場を簡単にまとめておこう。テイラーとロールストンは、多くの不一致点があるものの、自然物の非人間中心主義的・客観的内在的価値を主張する。レオポルドの土地倫理を継承するキャリコットは、自然物の非人間中心主義的・主観的内在的価値を主張する。ユージン・C・ハーグロヴ(Eugene C. Hargrove)は、弱い非人間中心主義的・内在的価値を主張する。マーク・サゴフ(Mark Sagoff)も、自然物の内在的価値について語ることは少ないが、この立場に近い。これらの非人間中心主義的立場に対して、ブライアン・ノートン(Bryan Norton)は、弱い人間中心主義の立場に立つが、内在的価値を認めず価値をプラグマティックな概念と見なしている。また、自然物の内在的価値を否定するプラグマティズムの立場に立つ哲学者としては、アンソニー・ウェストン(Anthony Weston)やアンドリュー・ライト(Andrew Light)らがいる¹¹⁾。

これらの理論的立場の各々についての説明が必要であるが、紙幅の都合上割愛せざるをえない。けれども、こうした概略的な内容を通覧するだけでも、現在の環境倫理学が、小論で取り上げた1970年代の先駆的業績に影響を受けつつ形成されてきたことがある程度わかるであろう。小論の目的はこの確認にあった。

【注】

- 1) 畠中〔2004〕を参照されたい。
- 2) 例えば、浜野：226-228頁を参照されたい。
- 3) けれども、ロートリーが依拠するレオポルドの著作のなかには、自然物の権利の存在の肯定をうかがわせる記述がある。Leopld：訳319頁，328頁を参照されたい。

- 4) 須藤：155-156頁を参照されたい。
- 5) 例えば、加藤尚武は、自由主義の原則を、「①判断能力のある大人なら、②自分の生命、身体、財産にかんして、③他人に危害を及ぼさない限り、④たとえその決定が本人にとって不利なことで、⑤自己決定の権限をもつ」と要約している(加藤：167頁)。
- 6) デ・ジャルダンは、道徳的地位を非人間に拡張する初期の試みとして、ファインバーグとストーンの論文を挙げ、考察を行なっている(Des Jardins：訳162-168頁)。小論もこれに従った。
- 7) インタレストは、利害、利害関心、関心等の訳語がある。それらをすべて含める意図をこめて、ここではそのままカタカナ表記しておく。
- 8) 1995年2月24日付朝日新聞朝刊。
- 9) 自然の権利訴訟については、井上〔2004〕、および山村、関根〔1998〕を参照されたい。
- 10) ロールストンが支持するレオポルドの「土地倫理」における「自然主義的誤謬」の問題については、谷本：140-143頁を参照されたい。
- 11) この概略的説明は、『環境倫理学』誌HP(<http://www.cep.unt.edu/>)による。

【引用・参考文献】

引用の場合は、「著者あるいは編者名：頁数」の形式で本文中に記載する。欧語文献については、邦訳のあるものは訳頁数を記載するが、訳文を若干変えた箇所もある。注において文献そのものをさす場合は、著者・編者名に発行年を付す。

- 井上兼生〔2004〕「「自然の権利」訴訟とは」、加藤尚武〔編〕『地球環境読本Ⅱ』、丸善、51-57頁。
- 加藤尚武〔1997〕『現代倫理学入門』(学術文庫)、講談社。
- 須藤自由児〔1998〕「自然保護は何をめざすのか」、加藤尚武〔編〕『環境と倫理』、有斐閣、149-167頁。
- 谷本光男〔1998〕「生物多様性の倫理」、加藤尚武〔編〕『環境と倫理』、有斐閣、127-147頁。
- 畠中和生〔2004〕「環境倫理学の成立—アメリカでの成立過程を振り返る—」、『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部第53号、89-98頁。
- 浜野研三〔1994〕「内在的価値批判—内在的価値の内在的批判—」、加茂直樹、谷本光男〔編〕『環境思想を学ぶ人のために』、世界思想社、217-232頁。
- 山村恒年、関根孝道〔1998〕「アマミノクロウサギに代わって訴訟」、加藤尚武〔編〕『環境と倫理』、有

- 斐閣, 65-84頁。
- Callicott, J. B. [1995] “Environmental Ethics: Overview,” in: Reich, W. T.(ed.), *Encyclopedia of Bioethics*, Vol.2, Simon & Schster Macmillan, pp.676-687.
- Callicott, J. B. [1998] “Part One Environmental Ethics, Introduction,” in Zimmerman, M. E. et al.(ed.), *Environmental Philosophy (Second Edition)*, Prentice Hall, pp.7-16.
- Des Jardins, J. R. [2001] *Environmental Ethics (Third Edition)*, Wadsworth. [ジョゼフ・R・デ・ジャルダン〔著〕/新田 功ほか〔訳〕〔2005〕『環境倫理学－環境哲学入門』, 出版研]
- Feinberg, J. [1974] “The Rights of Animals and Unborn Generations,” in Blackstone, W. T.(ed.), *Philosophy and Environmental Crisis*, University of Georgia Press, pp.43-68. [ジョエル・ファインバーグ〔著〕/鶴木奎治郎〔訳〕〔1990〕「動物と生まれざる世代のさまざまな権利」, 『現代思想』11月号, 青土社, 118-142頁]
- Goodpaster, K. E. [1978] “On Being Morally Considerable,” in *The Journal of Philosophy*, LXXV, 6 (June), pp.308-325.
- Leopold, A. [1949] *A Sand County Almanac*, Oxford University Press. [アルド・レオポルド〔著〕/新島義昭〔訳〕〔1997〕『野生の歌が聞こえる』〈学術文庫〉, 講談社]
- Light, A. [2003] “Environmental Ethics,” in Frey, R. G. and Wellman, C. H. (ed.), *A Companion to Applied Ethics*, Blackwell Publishing, pp.633-649.
- Naess, A. [1973] “The Shallow and the Deep, Long-Range Ecology Movement. A Summary,” in *Inquiry* 16, pp.95-100. [アルネ・ネス〔著〕/井上有一〔訳〕〔2001〕「シャロー・エコロジー運動と長期的視野を持つディープ・エコロジー運動」, アラン・ドングレン, 井上有一〔共編〕『ディープ・エコロジー－生き方から考える環境の思想』, 昭和堂, 31-41頁]
- Nash, R. F. [1989] *The Rights of Nature*, The University of Wisconsin Press. [ロデリック・F・ナッシュ〔著〕/松野 弘〔訳〕〔1999〕『自然の権利－環境倫理の文明史』〈ちくま学芸文庫〉, 筑摩書房]
- Palmer, J. A.(ed.) [2001] *Fifty Key Thinkers on the Environment*, Routledge. [ジョイ・A・パルマー〔編〕/須藤自由児〔訳〕〔2004〕『環境の思想家たち』上・下, みすず書房]
- Passmore, J. [1974] *Man’s Responsibility for Nature*, Charles Scribner’s sons. [ジョン・パスモア〔著〕/間瀬啓允〔訳〕〔1979〕『自然に対する人間の責任』, 岩波書店]
- Rolston, H. [1975] “Is There an Ecological Ethic ?” in *Ethics*, 85, pp.93-109.
- Routley, R. [1973] “Is There a Need for a New, an Environmental Ethic ?,” reprinted in Zimmerman, M. E. et al. (ed.) [1998] *Environmental Philosophy (Second Edition)*, Prentice Hall, pp.17-25.
- Singer, P. [1973] “Animal Liberation,” reprinted in Zimmerman, M. E. et al.(ed.) [1993] *Environmental Philosophy*, Prentice Hall, pp.22-32. [ピーター・シンガー〔著〕/大島保彦, 佐藤和夫〔訳〕〔1988〕「動物の生存権」, H.T. エンゲルハートほか〔著〕/加藤尚武, 飯田亘之〔編〕『バイオエシックスの基礎－欧米の「生命倫理」論』, 東海大学出版会, 205-220頁]
- Stone, C. D. [1972] “Should Trees Have Standing ? – Toward Legal Rights for Natural Objects,” reprinted in Pojiman, L. P.(ed.) [1994] *Environmental Ethics*, Jones and Bartlett Publishers, pp.177-185(Footnotes deleted). [クリストファー・ストーン〔著〕/岡崙 修, 山田敏雄〔訳〕〔1990〕「樹木の当事者適格－自然物の法的権利について」, 『現代思想』11月号, 青土社, 58-98頁]

付記 小論は、平成17年度科学研究費補助金（基盤研究(c)(2)「農環境倫理への自然の権利論的・徳倫理的アプローチ」(課題番号15520015)による研究成果の一部である。